

第5章 交通、緊急輸送活動

第1節 交通規制・緊急輸送活動

活 動 の ポ イ ン ト	関 係 機 関
1 緊急輸送の方法 ⇒ ①自動車、②鉄道、③ヘリコプター 2 公用車の集中管理及び配車 ⇒ 総務管財室（使用可能車両の把握及び配車計画の確立等） 3 車両の確保 (1) 市保有車両、公共的団体の車両、民間輸送車両等 (2) 知事へ調達斡旋要請 4 車両燃料の確保 5 緊急交通路の確保 ⇒ 道路・橋梁等の被害状況調査及び安全点検 6 啓開作業実施業者との作業手順の取決め 7 交通関係業者、一般通行者への交通規制に関する広報の実施	公民協働推進室 総務管財室 都市整備室 土木維持管理室 消防本部 和泉警察署 泉北高速鉄道(株) 西日本旅客鉄道(株)

第1 計画の方針

災害時における被災者及び災害応急対策の実施に必要な人員の搬送並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるとともに、災害が発生又は発生するおそれのある場合に、交通規制等を行い、道路交通の円滑な運行と安全を確保する。

第2 緊急輸送

1 自動車による輸送

(1) 市保有車両

災害時における公用車の集中管理及び自動車の確保・配備は、総務管財室が行い、各部は緊急輸送用の自動車等を必要とするときは総務管財室に依頼する。

なお、市保有車両の現況は、資料編に掲載のとおりである。

(2) 車両の借上げ

各部からの要請等により市保有車両だけでは不足する場合又は不足が予想される場合は、直ちに運輸事業者等へ協力を依頼し調達を図る。

(3) 応援要請

市内で車両の確保が困難な場合は、知事に次の事項を明示して調達斡旋を要請する。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

(4) 車両燃料の確保

市内の燃料取扱事業所の協力により災害時における車両燃料の確保を図る。

2 鉄道による輸送

一度に多くの輸送が必要な場合など鉄道による輸送が適当な場合には、西日本旅客鉄道株式会社及び泉北高速鉄道株式会社に緊急配車を依頼し、輸送の確保を図る。

3 ヘリコプターによる輸送

地上交通が途絶した場合又は輸送の急を要する場合には、市は、府に災害時用臨時ヘリポートの利用

可能状況を報告したうえでヘリコプターによる輸送を要請する。

4 緊急通行車両の届出

(1) 届出

災害対策基本法第76条第1項に基づく通行禁止又は通行制限等の交通規制が実施された場合において、災害応急対策や災害応急復旧などの実施に必要な人員、物資等を緊急に輸送する必要がある場合は、府公安委員会（和泉警察署）に申し出て、緊急車両であることの確認（標章及び証明書の交付）を受ける。

(2) 届出の対象車両

次のいずれかに該当する車両であること。ただし、道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項に規定する緊急自動車を除く。

- ア 災害時において、地域防災計画に基づき、緊急輸送を行う車両、施設等の応急復旧を行う車両、その他災害応急対策を実施するために使用される予定の車両
- イ 指定行政機関、指定地方行政機関、地方自治体、指定公共機関、及び指定地方公共機関が保有し、若しくは指定行政機関等との契約により常時使用されている車両又は災害時に他の関係機関、団体等から調達する車両
- ウ 車両の使用の本拠が市内にある車両

5 緊急交通路の確保

(1) 地域緊急交通路の選定

市は、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両の通行を確保すべき地域緊急交通路を選定し、府の選定する広域緊急交通路とネットワーク化し、効率的な緊急交通路網を確保する。

(2) 災害時の応急措置

道路管理者は、被害状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、緊急交通路については次の措置を講じ、その結果を和泉警察署及び府に連絡する。

ア 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を府及び和泉警察署に連絡する。

イ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や放置車両の移動を民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、交通管理者、他の道路管理者と相互に協力する。

なお、緊急車両の通行を妨げている放置車両や立ち往生車両等がある場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、災害対策基本法第76条の6の規定に基づき、道路管理者が区間を指定して車両の運転者に移動を命令するとともに、運転者が不在の場合等は道路管理者が自ら車両を移動する。

6 緊急交通路の周知

道路管理者は、報道機関等を通じて、消防本部、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、和泉警察署と連携を図り、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

7 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第3 交通規制

1 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行うが、道路管理者及び和泉警察署は、密接な連携の下に適切な処置をとる。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

	実 施 責 任 者	範 囲	根 拠 法
道路管理者	国土交通大臣 知 事 市 長	1 道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法第46条第1項
警 察	公 安 委 員 会	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。	災害対策基本法第76条第1項
		道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。	道路交通法第4条第1項
	警 察 署 長	道路交通法第4条第1項に規定する交通規制のうち、適用期間が短いもの	道路交通法第5条第1項
	警 察 官	1 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合において、当該道路における交通の円滑を図るためやむを得ないと認めるとき。 2 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において、交通の危険が生じるおそれがある場合	道路交通法第6条第2項、第4項

2 相互連絡

和泉警察署、道路管理者は、被災地の実態、道路及び交通の状況に関する情報を相互に交換するとともに、交通規制が必要な場合は、事前に道路交通の禁止又は制限の対象・区間及び理由を相互に通知する。

3 迂回路の選定

道路の交通規制を行った場合は、和泉警察署と連絡協議の上、迂回路の設定を行い、交通の混乱を未然に防止する。

4 交通規制の標識等

車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、規制の対象、期間等を表示した標識を設置する。ただし、緊急を要する場合で、標識を設置することが困難なときは、必要に応じ、警察官又は関係職員が現地において指導する等の措置を講ずる。

5 警戒区域の設定等

災害が発生したときは、速やかに道路、橋梁の通行可否の調査を実施し、通行不能又は障害のある地域については、警戒区域の設定、交通規制を行うとともに、障害物の除去等により災害対策に必要な車

両の通行路線を確保する。なお、警戒区域を設定し、又は交通規制を行うときは、あらかじめ和泉警察署長と協議する。

6 広報

道路の交通規制等の措置を講じた場合は、表示板の掲示又は報道機関を通じ、交通関係業者、一般通行者に対し、広報することにより一般交通にできる限り支障のないように努めるとともに、交通緩和や安全に協力を求める。

7 通行禁止等における義務及び措置命令等

(1) 車両の運転者の義務

道路の区間にかかる通行禁止等が行われたとき、又は区域にかかる通行禁止等が行われたときは、車両を速やかに他の場所に移動する。

(2) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防職員は、警察官がその場にはいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両又は消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

第4 運転者のとるべき措置

1 大規模な地震が発生した際には走行中の車両の運転者は、次の要領により行動する。

- (1) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させる。
- (2) 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動する。
- (3) 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアはロックしない。
- (4) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しない。

2 避難のために車両を使用しない。

3 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域等内に至る運転者は次の措置をとる。

(1) 速やかに、車両を次の場所に移動させる。

- ア 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
- イ 区域を指定して交通の規制が行われたときは、道路外の場所

(2) 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車する。

(3) 通行禁止区域等内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車する。その際、運転者が現場にいないために措置することができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することもある。

資料編	○ 2－1 3	災害時用臨時ヘリポート一覧
	○ 3－1 2	市保有車車種別台数内訳
	○ 3－1 3	緊急通行車両等事前届出書及び届出済証
	○ 3－1 4	緊急通行車両確認証明書及び標章